# 6章 分野別の整備方針



# 1. 土地利用の方針

#### ■将来市街地の範囲

本別町では、農業を基幹産業とし、3.3.1 大通(国道 242 号)を基軸として緑豊かな田園文化を実現するよう計画的に市街地の整備が進められてきました。

現在1,271haの都市計画区域と310haの\*用途地域を設定し計画的な土地利用を進めています。

将来人口については、「第7次本別町総合計画」では、農林業や商工業の振興、子育て支援や福祉の充実、持続可能な行政運営などの施策効果により人口減少の抑制を図り、令和7(2025)年の目標人口を6,000人、令和12(2030)年の目標人口を5,500人と想定し、現時点の人口(令和3年4月時点の人口)を維持していくこととします

住宅系土地利用については、現時点での人口を維持するという前提から、現状の市街地を 維持して行きます。

商業系については、現状の中心商業地区における商業機能の集積を図ることを前提に現状維持とします。

工業系については、インターチェンジの開通以降この周辺で工業系土地利用の需要が高まってきています。

### ■土地利用の方針

住宅系の土地利用については、現状の住宅系土地利用を今後とも維持することとし、栄町、 弥生町の一部については、住居系から農地としての土地利用を図ります。

市街地における住居・学校・農業の各機能が混在する弥生地区については、食育と地産地 消の学びの場として良好な住環境と営農環境に配慮した適切な用途純化又は用途の複合化 を図ります。

商業系の土地利用については、中心商業地及び近隣商業地で構成し、中心商業地は、道の駅の西側の3・3・1号大通(国道242号)及び3・4・2号停車場通(一般道道美里別本別停車場線、一般道道勇足本別停車場線)の沿道を中心として配置し、商業・娯楽・宿泊施設等が集積する観光拠点の形成を図ります。

工業系の土地利用については、本別西通より南西側の国道 242 号沿いの南地区を中心に、 周辺住宅地の住環境に配慮した上で軽工業施設等が集積する工業地の形成を図ります。

用途白地地域にある南地区工業団地には、農地が介在していることから、必要に応じて特定用途制限地域等を活用することにより、既存の営農環境の保全を図りつつ、周辺環境への影響の少ない工場施設等の立地の許容を検討します。

用途地域:都市計画法に基づき、都市の環境保全・利用価値向上のため、建築物の用途や形態を地域別に定めたもの。 大きくまとめて、住居地域、商業地域、工業地域などに分けられる

# (1) 河岸段丘や義経の里本別公園等、良好な自然景観を活かした住宅地

東町、向陽町、柏木町、緑町、錦町(国道 242 号沿線地区を除く)は義経の里本別公園や本別沢、神居山等に隣接しています。また、弥生町、新町、栄町では本町の特徴である河岸段丘地形がみられます。

これらの地域は、本町を代表する良好な自然景観に隣接していることから周辺の自然景観と調和し、自然と向き合うような連続性を感じる緑豊かでゆとりのある住宅地形成をめざします。

そのために、できるだけ低層住宅(1~2 階)を中心とする居住環境の形成を図り、中層 住宅の建設にあたっては、周辺の低層住宅との調和に十分、配慮します。

# (2)一般住宅地

国道 242 号沿線の南 2 丁目、南 1 丁目、柳町、朝日町、山手町、北 5 丁目から北 8 丁目の地域は、低層住宅と中層住宅及び事業所、店舗等が混在しています。

また、栄町、弥生町については、既存にある農業の利便の増進を図り、これと調和した低層住宅地として、良好な住環境の形成、保全を図り、特に弥生町については、文教拠点として食育と地産地消の取り組みを進めます。

今後は、できる限り低層住宅(1~2 階)を中心とする居住環境の形成を図り、中層住宅の建設にあたっては、周辺の低層住宅との調和に十分、配慮します。

また、店舗、事業所等については周囲の低層住宅地に配慮した、低層の建築物を中心とした整備を図るほか十分な\*\*オープンスペースの確保を図ります。

### (3)集合住宅地

公営住宅地については、老朽化している栄町団地、向陽町団地の建替を、「本別町住宅政策推進計画」に基づき進めており、周辺の自然と調和した低層(1~2 階)住宅を主体とする居住環境の形成をめざします。また一部の公営住宅については、市街地内の空地への移転整備を検討します。その際には周辺の既存住宅と調和した住棟配置や戸数密度を検討します。

#### (4) 中心商業地

既に各種商業・業務・飲食施設が集積している旧駅前の銀河通り及び国道 242 号沿線の 地域を中心商業地区として位置づけます。

今後はまちの中心商業地区としての機能を高めるとともに、町民の教育・文化・交流機能等の新規導入を図り、にぎわいのある中心商業地区への再構築を推進します。

商店街においては各個店の魅力向上を図るとともに、商店街全体として歩いて、楽しく安全に買物のできる環境づくりをめざします。

### (5) 近隣商業地

銀河通りを軸とする中心商業地区に隣接して、各種店舗や事務所等の\*日常利便施設が集積している地域を近隣商業地として位置づけます。

これら近隣商業地においては中心商業地と一体化した、楽しく、安全に歩いて買物ができるような歩行者空間の創出をめざします。

# (6) 工業地

工業系の土地利用については、本別西通の沿線市街地には、それぞれ特色ある食品製造業、農業関連施設、工業系施設等の複数件が立地しており、これらの工場等については、円滑な生産活動の維持をめざします。

北西側の新町地区には、本別町の産業を支える大規模工場もあり、本別町の安定的な雇用機会を創出する上で大きな役割を果たしており、今後とも重要な工業地として位置づけます。 南西側の南地区には、平成15年の本別インターチェンジ開通以降、本町の農林業資源を活用した各種製造業が増えつつあり、平成25年には、製材工場が南地区工業団地に建設され、平成27年には特別用途地区(特別工業地区→大規模集客施設制限地区)の変更をしながら土地利用を進めています。

今後も引き続き、既存の営農環境の保全を図りつつ、周辺環境への影響の少ない工場施設等の立地を許容しながら、周囲の自然、農地と調和した緑豊かな工業地の形成をめざします。

# ■ その他の土地利用の方針

### ① 優良な農地との健全な調和に関する方針

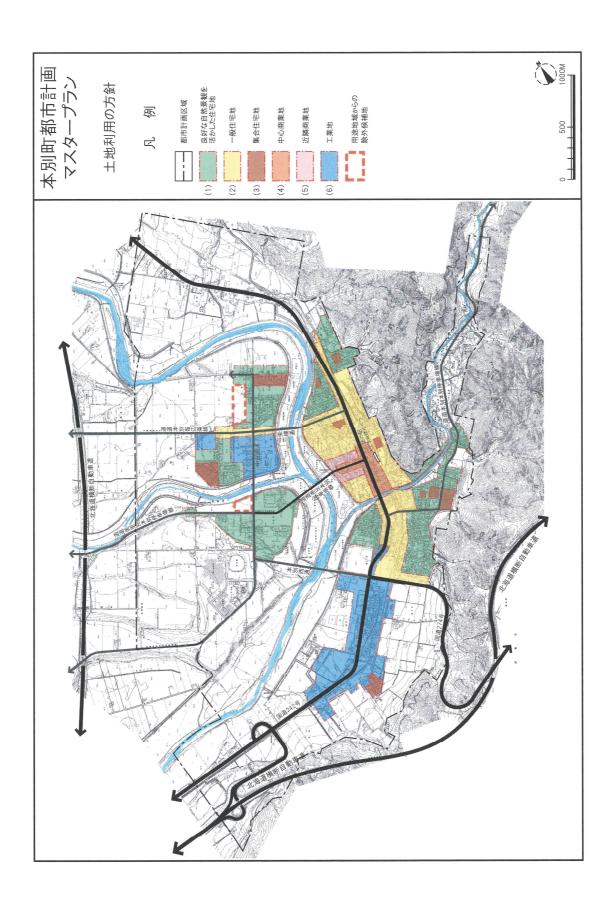
本区域のうち、集団的農用地や、国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農地として、その保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象としないよう努めます。

#### ② 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

自然環境の豊かな地域において、都市と農村地域の交流促進を目的とした優良田園住宅の整備を進める際には、農林業との調整を図るとともに、必要に応じて地区計画等を定めることによりゆとりのある住環境の形成及び保全に努めます。

現況が優良な農地である弥生町地区及び栄町地区の一部については、農業振興地域農用地 区域への編入に合わせた用途地域の縮小を進め、コンパクトな市街地の形成を図る。

用途白地地域に位置する健康・福祉拠点及び文化拠点については、既存施設の立地を生かして健康文化等の活動を増進を図るため、必要に応じて特定用途制限地域等を活用することにより、周辺環境への影響に配慮した、土地利用の整序を図ります。





# 2. 道路・交通の方針

# ■主要な道路の整備方針

主要な道路の整備にあたっては、主に市町村間を連絡する広域幹線道路と市街地の骨格を 形成する幹線道路及びこれらを補う\*\*補助幹線道路を密接にネットワークさせるとともに、 それぞれの機能・役割に応じた幅員構成等の確保を図ります。

#### (1) 広域幹線道路

広域幹線道路としては、国道 242 号と国道 274 号を周辺市町村と本町を連絡する広域幹線 道路として位置づけるほか、北海道横断自動車道を帯広方面、北見方面、釧路方面と本町を 連絡する広域幹線道路として位置づけ、その整備を促進するとともに、まちのイメージアッ プを図れるような沿道の景観整備等を推進します。

# (2) 幹線道路

幹線道路としては、道道本別留辺蘂線、道道美里別本別停車場線、道道勇足本別停車場線、 道道本別本別停車場線、本別西通を市街地の骨格を形成する幹線道路として位置づけるとと もに、本町市街地と勇足、仙美里地区等農村地域や本別沢を連絡する幹線道路として位置づ け、主要な交差点の整備や歩道の確保及び段差の解消等の安全面等に配慮した整備、まちの イメージアップを図れるような沿道の景観整備等を推進します。

### (3) 義経の里本別公園へ連絡するわかりやすく、安全なアクセス道路の整備

義経の里本別公園への連絡をわかりやすく円滑にしていくため、国道 242 号から義経の里本別公園まで誘導する案内看板等の充実を図ります。

また、本別公園通や道道本別本別停車場線の拡幅整備を推進するとともに、安全面、景観を考慮した街路樹等の整備を推進します。

#### (4) 工業団地内道路の位置づけ

南4丁目・共栄の南地区工業団地は、国道242号と地形的に高低差があるほか、広い敷地を有することから、工業団地内の東西方向を連絡し、国道242号に至る新設道路の整備を図ることによって新規工場の立地を推進するとともに、国道242号の円滑な交通処理を推進します。

#### (5) 安全な道路づくり

本別西通と国道 242 号の交差点や本別西通と道道勇足本別停車場線との交差点及び道道美 里別本別停車場線と道道勇足本別停車場線の交差点等の危険性が高い交差点については、交 差点の改良、旧踏切の改良等安全性の確保を図ります。

# ■歩行者・自転車ネットワークの整備方針

# (6) 通学路となる歩行者ネットワークを整備する

中央橋通、本別西通は、日常生活上、重要な路線であり、主な通学路にもなっていることから、市街地内の主要な歩行者ネットワークとして位置づけ、両側歩道等、十分な歩道整備を図ります。

# (7) 中心市街地等の歩行者ネットワークを整備する

市街地内の安全な歩行者ネットワークを形成する上で主要な道路における歩道の段差解消等を推進していきます。特に中心市街地における歩道の段差解消等を積極的に推進する上で、国道 242 号や銀河通り等の主要な道道の整備にあわせて、公共施設と商店街等を結ぶ町道を歩行者ネットワークに組み込み歩道の整備や段差解消等を図ります。

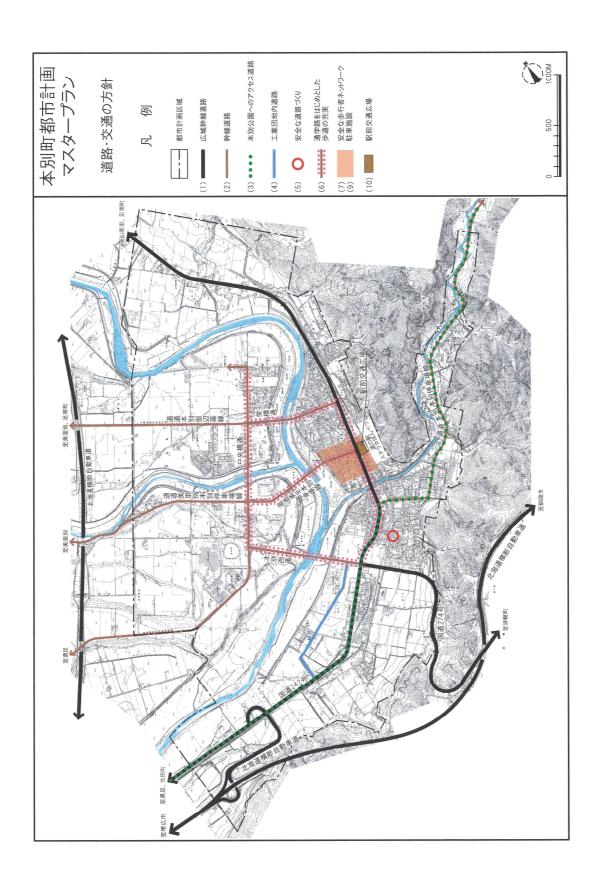
# ■その他の交通施設の整備方針

#### (8)公共交通の利用促進

本別町の公共交通を担ってきた、ふるさと銀河線は、平成18年4月20日をもって廃線となり、バス路線へと転換されました。代替バス路線は、自動車等の交通手段を持たない高齢者や通学者が、町外に出るときに必要な交通手段であることから、今後とも、利用促進を図ります。

# (9) 駅前交通広場

本別町の玄関口となる駅前交通広場についても、多くの人が利用し、交流する場として利便性の向上を検討し、活用を図ります。





# 3 水と緑の方針

#### ■保全すべき緑地等の位置と保全方針

#### (1) 骨格的な緑の保全

白糠丘陵、利別川をはじめとする3河川や優良な農地は、生態系の維持、環境保全、防災、 景観構成等様々な機能面で重要な役割を図るものであるといえます。

したがって、白糠丘陵、利別川・美里別川・本別川については緑の骨格として、優良な農地を面的な緑の広がりととらえ、これらの緑の保全を図ります。

河川については、治水とのバランスをとりながら、現況の河畔林の保全や水辺の環境を自然な変遷に委ねるなど自然環境の保全に努めます。

農地は、農業の振興施策のなかで田園景観を維持していくものとします。

#### (2) 緑のネットワークの形成

白糠丘陵や河川の水と緑を保全することによって、緑の骨格と太い軸の形成を図ります。 また、これに市街地内の公園など緑の拠点となる施設を緑化された道路や散策路(緑の補助軸)で連結し、歩行者ネットワークと連動させることによって、まち全体をつなぐ緑のネットワークを形成します。

# ■公園・緑地・河川の配置と整備方針

# (3) 景勝地としての特性を活かした義経の里本別公園

本別公園、義経公園、静山公園を一体的な空間としてとらえ、広域的なレクリエーション需要や、町民のレクリエーション需要に応えることができるような、自然環境における景勝地としての特性を活かした魅力アップを図ります。

環境教育の拠点としての機能を高めるために、自然環境との連携を図る上で遊歩道の活用 を推進していきます。

#### (4) 利別川、美里別川、本別川における自然環境の活用

義経の里本別公園と本別川を介して利別川・美里別川と連携したレクリエーション活動の 軸づくりを図るため、本別川沿いに散策路(河川敷堤防歩道)の草刈り、樹木の剪定などを 行いながら、環境の維持管理をしていきます。

利別川については、高水敷の運動施設が冠水後に使用ができない状況にあることから、太陽の丘に建設している運動施設や、散策や休憩など町民が広い河川空間の中で静的な利用を享受できるような環境づくりをめざします。

白糠丘陵:十勝と釧路の境界山地。浦幌町、音別町、白糠町、本別町、足寄町にまたがる。市街地の東側一帯の神居山、

義経山が含まれる。

治水 :河川の氾濫(はんらん)を防いだり、水運・灌漑(かんがい)の便をよくしたりすること。

# (5) 町民の健康・スポーツ拠点としての太陽の丘運動公園

太陽の丘に立地し、福祉・医療施設に隣接する運動公園については、既存のパークゴルフ場、 野球場、テニスコート等を適切に維持保全していきます。また、町民の健康・スポーツ拠点 としての機能を進めます。

#### (6) 住区基幹公園の充実

地域住民の日常利用に供する住区基幹公園については、より身近に住民が利用できるよう 老朽化した公園内の施設を対象とした更新整備を令和2年度より、都市公園長寿命化計画に 基づき都市公園の遊具更新を進めていきます。

公園内の地区集会場、地区センター等の利用については、自治会等と協力をしながら施設 管理をしており、日頃より多くの町民の方々に利用されています。

また、住区基幹公園には、諸災害発生時の一時避難地等としての役割も重要であることから、防災対策等も含めた中で、住区基幹公園の整備保全に努めます。

#### (7) 市街地の緑量の向上

比較的緑の少ない市街地においては、可能な限り樹木や草花を導入し、うるおいのある居 住環境の創出をめざします。

また、緑化を目的として植樹されている国道、道道、町道などの街路樹等について、周囲との調和、交通の安全性を考慮しながら維持管理に努めます。

# (8)インター周辺を演出する「緑」のあり方について

平成 15 年春に北海道横断自動車道本別 IC 及び北見方面・釧路方面ジャンクションが完成しました。

その後、平成31年3月に阿寒インターチェンジまで開通し、令和6年度には釧路西インターチェンジまでの延伸が予定されております。

今後、これらの交通拠点と周辺の施設が一体となったような緑豊かな空間の創出を推進し、 本別の「歓迎の意」を表現する、まちのシンボルゾーンづくりを行います。

# ■緑の普及啓発活動と住民参加について

#### (9) 住民参加による緑の創出

緑豊かな生活環境を実現するためには、行政による骨格的な緑の保全・創出を進める一方で、住民・企業・行政と協働しながらきめ細やかに身近な緑を守り育てていくことをめざします。

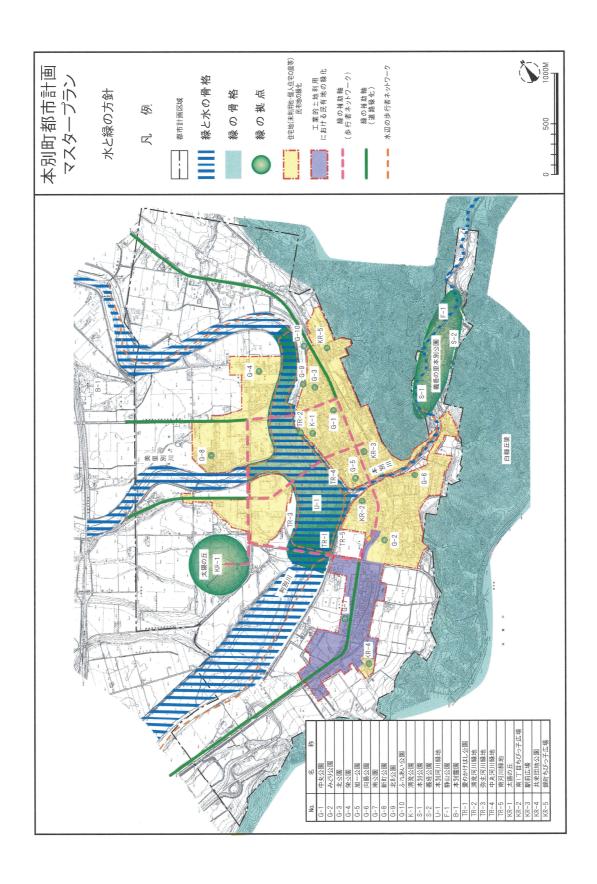
住民の活動としては、個々の活動から自治会など地域単位での活動まで様々な形態の関わりを通じて、異なった規模や良質の緑が創出されることが期待されます。

農協の女性部による沿道への花の植栽や自治会や各種団体が中心となって行っている花いっぱい運動など、住民参加による緑の創出活動は既に芽吹いています。これらの活動を維持していくことは重要であり、担い手を育成しながら活動範囲を広げ、新しい活動手法を模索していくことをめざします。

# (10) 啓発活動

イベントや町民講座などを通じて、緑の保全や緑化の意義を町民に伝えたり、その実践を 経験することにより、町民の意識に訴え住民参加の機会を広げます。

例えば、花壇コンクールの開催、町民植樹祭の開催、緑のパネル展の開催、緑化講習会の 開催、自然体験会など地域の自然環境を活用した環境学習を、学校教育をはじめ生涯学習の 一環として取り入れていくことも検討します。





# 4. その他の都市施設の方針

# ■下水道の整備方針

下水道は生活環境や自然環境の向上に大きな役割を果たしていることから、既成市街地内の未整備区域を中心に整備を推進するとともに、将来市街地内においても宅地化の動向を考慮しながら整備を推進します。

また、今後、大雨時に備えた雨水対策等についても検討を進めます。

都市の健全な発展と生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、 下水道整備を促進します。

快適な生活環境を確保するため、公共下水道の未整備地域における整備と浄化槽整備を行 うとともに下水処理場機器等の機器更新を計画的に行います。

